

第 1 2 号議案

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 5 年亀岡市条例第 3 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 5 年亀岡市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の一部」の次に「又は全部」を、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による部分休業制度の拡充に伴い、給与の減額を定めた条文中の部分休業に関する規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行すること。